

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（海外販売促進支援）実施要領 新旧対照表

改正	現行	主な改正概要
<p>平成 26 年 4 月 1 日 決裁 平成 27 年 3 月 30 日 一部改正 平成 27 年 8 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 25 日 一部改正 平成 29 年 3 月 31 日 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 平成 31 年 3 月 28 日 一部改正 令和 2 年 3 月 27 日 一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 一部改正 <u>令和 6 年 4 月 1 日 一部改正</u></p> <p>(通則) 第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外販売促進支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。 2 交付要綱別表 1 三海外販売促進支援の項の補助事業の内容における「県産品等の<u>販売促進又は輸出拡大</u>に資する取</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日 決裁 平成 27 年 3 月 30 日 一部改正 平成 27 年 8 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 25 日 一部改正 平成 29 年 3 月 31 日 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 平成 31 年 3 月 28 日 一部改正 令和 2 年 3 月 27 日 一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 一部改正</p> <p>(通則) 第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外販売促進支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。 2 交付要綱別表 1 三海外販売促進支援の項の補助事業の内容における「県産品等の<u>販促</u>に資する取組」とは、原則とし</p>	<p>1) 交付要綱の改正に伴い修正</p>

組」とは、原則として取扱品目のうち県産品が過半数超のイベント等とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、原則、当該会計年度の4月1日から1月末日までとする。ただし、実施期間外で行うことが、更なる認知向上等につながるものと認められる場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 交付要綱別表2三海外販売促進支援の項の補助対象経費の欄に規定する経費は、次に掲げるものとする。

(1) 出展費

ア 場所代

イ 会場設営費

ウ 装飾費(汎用性がなく、当該イベント以外での使用が想定されないもの)

エ 什器等のリース料

オ 運搬費(ただし、出展や施工に係る海外現地での運搬に限る)

(2) 広告宣伝費

ア ポスター・パンフ、チラシ、リーフレット制作費

イ テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告、新聞等紙媒体掲載料

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費

エ 映像コンテンツや検索エンジン最適化等に係る経費
ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維

て取扱品目のうち県産品が過半数超のイベントとする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、原則、当該会計年度の4月1日から1月末日までとする。ただし、実施期間外で行うことが、更なる認知向上等につながるものと認められる場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 交付要綱別表2三海外販売促進支援の項の補助対象経費の欄に規定する経費は、次に掲げるものとする。

(1) 出展費

ア 場所代

イ 会場設営費

ウ 装飾費(汎用性がなく、当該イベント以外での使用が想定されないもの)

エ 什器等のリース料

(2) 広告費

ア ポスター・パンフ、チラシ、新聞等紙媒体

イ テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ、リーフレット

エ 映像コンテンツや検索エンジン最適化等、ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維持管理に係る経費を除く

2)運搬費：これまで会場設営費の一部として認めていた運搬費を明記

3)広告宣伝費：広告媒体の整理

持管理に係る経費を除く

(3) 人件費

ア 商談会、見本市への出展に係る通訳

イ アに加えて、フェア等の出展に係る販売促進員

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ等を作成するためメディア等の招聘を行う場合

① 航空運賃はエコノミークラス

② 宿泊費は、一泊あたり 9,800 円を補助対象上限

③ 取材と直接関係しない食事代等は対象外

2 交付要綱別表 2 三海外販売促進支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

(1) イベントに集客を図る目的で演舞等を行うパフォーマー、著名人の派遣に係る経費とし、次のとおりとする。

ア 航空運賃及び宿泊費

航空運賃はエコノミークラスとし、宿泊費は、本実施要領第 8 条に基づいて換算した一泊あたり 9,800 円を補助対象上限とする。

イ パフォーマー等

イベントを主催する者が申請することとする。

(2) イベント運営の為の司会や係員等

原則、主催者が申請することとする。

3 販売促進員に係る人件費は各地域の相場に基づき別表の額又は実費のいずれか低い方を補助上限額とする。

(補助対象外経費)

第 5 条 補助事業の対象となる目的外をかねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対

(3) 人件費

ア 商談会、見本市への出展に係る通訳

イ アに加えて、フェア等の出展に係る販売促進員

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ等を作成するためメディア等の招聘を行う場合

① 航空運賃はエコノミークラス

② 宿泊費は、一泊あたり 9,800 円を補助対象上限

③ 取材と直接関係しない食事代等は対象外

2 交付要綱別表 2 三海外販売促進支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

(1) イベントに集客を図る目的で演舞等を行うパフォーマー、著名人の派遣に係る経費とし、次のとおりとする。

ア 航空運賃

エコノミークラスとし、宿泊費は、本実施要領第 8 条に基づいて換算した一泊あたり 9,800 円を補助対象上限とする。

イ パフォーマー等

イベントを主催する者が申請することとする。

(2) イベント運営の為の司会や係員等

原則、主催者が申請することとする。

3 販売促進員に係る人件費は各地域の相場に基づき別表の額又は実費のいずれか低い方を補助上限額とする。

(補助対象外経費)

第 5 条 補助事業の対象となる目的外をかねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対

4) 文言修正

象外とする。

- 3 交付要綱第5条第1項第2条で規定する地域における前条第1項第3号で規定する人件費については、補助対象外とする。
- 4 国際観光旅行税は補助対象外とする。

第6条 略

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書(別紙4)
- (2) 収支計算書内訳(別紙4-2)
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書(別紙5)
- (5) 売上・成約実績表(別紙5-1)
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類

(経費の計算)

第8条 経費は、最も経済的な方法により事業を実施した場合の経費により計算する。

(為替レート)

第9条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点における為替レートで換算し、そのレ

象外とする。

- 3 その他の地域での人件費は補助対象外とする。
- 4 国際観光旅行税は補助対象外とする。

第6条 略

(実績報告)

第6条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書(別紙4)
- (2) 収支計算書内訳(別紙4-2)
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書(別紙5)
- (5) 売上・成約実績表(別紙5-1)
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類

(経費の計算)

第7条 経費は、最も経済的な方法により事業を実施した場合の経費により計算する。

(為替レート)

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点における為替レートで換算し、そのレ

6) 条文を用いて明記

7) 第7条～第11条:
誤りのため修正

トが確認できる資料を提出すること。

(送金手数料)

第 10 条 海外流通事業者の申請に係る補助金受取手数料は、申請者の負担とする。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める

別表 略

トが確認できる資料を提出すること。

(送金手数料)

第 9 条 海外流通事業者の申請に係る補助金受取手数料は、申請者の負担とする。

(雑則)

第 10 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める

別表 略